

東・西茶屋街の歴史的経過と観光客誘引の差についての考察

A Study on the Historic Changes and Differences of Tourism Attractiveness of
Geisha Houses' Districts in Kanazawa

佐藤 有良
SATO Ariyoshi

目 次

概要

- 1 はじめに
- 2 東西茶屋街の変遷
- 3 金沢市内主要観光施設別利用者数に占める東西茶屋街の位置
- 4 東西茶屋街の観光客誘引の差をもたらすもの
- 5 両茶屋街における観光客誘致について
- 6 おわりに

The East and West Geisha Houses' Districts in Kanazawa have both been established by the Kaga-han Feudal Government since 1820 and have gone through many ups and downs for about two centuries. The city of Kanazawa along with Kyoto escaped aerial bombings at the time of the World War Two, which has preserved traditional Geisha Houses' Districts and attracts many tourists.

Kanazawa Municipal Government started comparatively early its preservation and protection programs for traditional architectures. In 1989, the Government issued an ordinance which aimed to protect traditional surroundings to form beautiful scenery in Kanazawa. The East Geisha Houses' District designated as the regional traditional architectures' preservation area in 2001 has been graded up to one of the important national preservation areas since November 2001.

Unlike the East, the West has not been designated as the preservation area. The West is small in size and its scenery is second to the East. Even in the high season when tourist spots in Kanazawa are crowded, the West is often seen with few visitors.

This study aims to show the historic changes which have caused what the both districts are now and to find out the backgrounds which tell us about the difference of tourism attractiveness of both districts.

1. はじめに

(1) 研究の背景

1820年、加賀藩により同時に設置された東西の茶屋街は、ほぼ2世紀の間に多くの変遷を経て現在に至っている。金沢は先の第2次大戦では京都と並んで空襲を免れ、伝統的茶屋様式の建物とそれを取り巻くまちなみが残り、その景観が観光客を引き付けている。

茶屋街の消長に大きく影響を与えたものは「売春防止法」(昭和31年制定, 昭和32年施行)である。また、西茶屋街は明治13年の大火によりその規模の縮小を見ている。

時代の流れで茶屋遊びが減少していく中で、現在登録されている芸妓の数は「金沢伝統芸能振興協同組合」によれば、組合が設立された1983年(昭和58年)の51名(東24, 西27,)から平成19年7月現在36名(東13, 西23)と減少しており東地区の減少が目立っている。

金沢市は早くから伝統的建造物の維持・保存に乗出し、1989年「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」、2001年に東茶屋街を「伝統的建造物群保存地区」に指定、同年11月には国の指定となる「重要伝統的建造物群保存地区」へ格上げしている。一方、西茶屋街は茶屋様式の家並みの規模が小さく、周囲の景観は東と比較すると劣るのは否めず、金沢市内が行楽シーズンで賑わう時期に訪れても、訪問客の少ない光景を目にすることが多い。東と違い、市による「伝統的建造物群保存地区」の指定を受けるに至っていない。

本研究では両茶屋街¹がどのような歴史的経過を経て現

在の状況に至ったのか、東と西における現状、特に観光客をひきつける魅力に違いができてしまったのは何に起因するのかを考える。

(2) 研究の方法

東西茶屋街及び芸妓衆の歴史や活動を記述した資料については「金沢市史」「石川の女性史」など郷土資料を活用した。金沢では加賀藩創立後、明治維新を経て現代に至るまで人々の心の中にその伝統文化を誇りに思い、守り、語り継いでいく傾向が強い。その意味で地元を良く知り、地域の語り部役をしてくれる「ボランティアガイド（金沢では“まいどさん”の愛称である）」に対する面談・聞き取り、「東茶屋休憩館」、「西茶屋資料館」での資料入手、「東西料亭組合」²や「金沢市伝統芸能振興協同組合」への面談・聞き取りを実施した。また、「金沢市伝統芸能振興協同組合」主催・金沢市・金沢市観光協会共催による金沢芸妓「お稽古風景」見学会に参加するなど伝統芸に触れる機会を重ねた。

研究論文に関してはCiNii（国立情報学研究所作成の論文情報ナビゲーター）を通して2件を入手した。そのうち小林史彦ら（2002）による「金沢市三茶屋街における居住世帯の特性と町並み・住環境・観光に対する意識の関係」を考察した論文が参考となった。また、黒川ら（2000）の劇場空間としての金沢「ひがし」茶屋街は「ひがし」地区を「テーマパークの江戸時代版」として捉え、空間デザインの観点から地区の景観構造を考察したもので、その終わりにで「しかし、建物だけを遺したのでは、この芳醇な陰影に満ちた劇場空間は都市の中で死滅してしまう。本来の空間的特徴は茶屋町特有の、人々のざわめきや笛や太鼓の音で充ち満ちてはじめて生きるはずだ。その意味で空間ごと、業態が生き続けることが理想だが、現代ではなかなか難しい。これに代わるふさわしい活用法を生み出すことが強く求められている。」と述べているが、同感とするところである。

地区振興や観光振興で公的サポートを行う金沢市の観光交流課、歴史建造物整備課からは官・民両面からの活動について裏づけとなる資料・データを入手し、担当者から聞き取りを行い、必要に応じて問い合わせ等を行った。

2. 東西茶屋街の変遷

(1) 茶屋街の成立

金沢は加賀初代藩主前田利家の入国以来420年に及ぶ城下町として名高い。5代藩主綱紀の17世紀後半には現在の市街中心部（旧市街地）の原形となる城下町が完成し、江戸、大阪、京都に次ぐ大都市として工芸や芸能等の伝統文化が形成された。以来、戦火や空襲を免れ、多



図2-1：東西茶屋街の位置

くの歴史的町並みや用水など城下町特有の遺構が至るところに残されている。

図2-1が示すように、卯辰山西麓の浅野川近くに卯辰茶屋町または浅野茶屋町（通称「ひがし」）、犀川の川向こうに「にし」茶屋町が設けられたのは文政3年（1820年）、第12代藩主前田齋廣の時である。風紀取締り・治安維持を目的に遊郭を許可することは他の地域でも見られるが、金沢では藩の政策として生活困窮者の救済を打ち出し、奉行所から遊郭設置が積極的に進められたという。いずれの両地区とも四方を塙で囲み入り口に木戸を立てて番所を置いた。木戸では地区内で生活する遊女、帯刀者（侍）、けさころもをつけた者の出入りは禁じられた³。

当時、「ひがし」あたりは城下から越中（現在の富山県）を結ぶ北国街道への出入口として人・物の往来が盛んであり、卯辰山麓の寺社で行われる行事や浅野川べりに並ぶ歌舞伎・曲芸などの見世物小屋を訪ね、門前町の茶屋で楽しむ人々で大いに賑わっていた。藩ではこうした遊行地へ出入りする人々の風俗を取締まり、武士社会の治安確保を目的に地域を限定した茶屋町を公式に設置することになった⁴。

(2) 茶屋町の廃止と再開

金沢市史によれば、文政末期（文政年間1818～1829年）、茶屋の中には営業の不振から藩への上納金の一部である地面代を滞納する者、違法に出会い宿を営むものが増加し罰金刑を課せられている。また、風俗の乱れにより茶屋町へ武士が出入りするようになったことが茶屋廃止の理由とされている。さらに、遊女が通り札（通行証）を用いて市中を徘徊するようになり、一般の女性たちまでその服装や髪型を真似て良俗を乱す現象が起きたことによる。茶屋公認後12年目の天保二年（1831年）両茶屋は廃止となった。

茶屋町廃止から36年を経た慶応三年（1867年）14代藩主慶寧の時、藩政改革の機運が高まったのに乗じてそれぞれ東、西新地として再開された。この当時の両茶屋街の様子を伝える「菊くらべ」⁵の二冊からなる廓の案内書には茶屋、芸妓・娼婦などの数が記録されていて、現在との比較の上で参考になる。このとき、東西合わせて茶屋は200軒強、芸・娼妓は430人強（藩内遠方など他の地区での登録と思われる遠所芸妓を除く）となっていて現在より軒数も女性の数も多く、賑わっていた。

(3) 芸娼妓解放令

明治5年、新政府は「奴婢娼妓解放令」⁶と「人身売買禁止令」を布告した。石川県もこれに呼応して取締りを強化した。芸・娼妓らをすべて本籍地に戻し親元に当人の引受けを保証させようとしたが、行き場を失った芸・娼妓らは自殺するものや私娼や外妾となるものが出て問題となり、徹底できなかった。

明治9年、県は「芸妓自前仮規則」「娼妓自前仮規則」等によって芸妓・娼妓の区別を明確化した。これによって芸妓の住む上町（または廓）と娼妓のいる下町（または遊郭）との区別が明らかになり、芸妓の上町では芸妓としての誇りが養われ、踊り、三味線、笛、太鼓、大鼓、小鼓などの芸に励み、その技を競うようになった。

明治24年の「貸座敷および娼妓取締規則」の制定によって県下の遊郭が正式に認定され、次のことが決定された⁷。

- ①営業は免許地のみで行う。
- ②免許金としてひとりにつき月金2円、13歳未満のものは1円50銭を納付する。
- ③免許地では必ず女紅場（習字や算数・裁縫を教える学校）を設立させる。
- ④芸妓の売淫の禁止。免許鑑札を受けること。
- ⑤検査検査（梅毒検査）を受けること。
- ⑥娼妓の16歳未満の営業禁止。

この明治24年に発行された三廓の案内書に当たる「金城三廓花の見立て」⁸によると東ではこの頃から芸妓衆は娼妓衆の35倍になっていること、後に北から西への移転で合同する西・北ではその割合は13倍と大きな開きは無い。これはつまり、西では娼妓の割合が多かったことを示す。

(4) 北廓の公認と移転

県は明治18年（1885年）、金沢城址の北側直近の旧栄町、松ヶ枝町（現武蔵町）の一带の料亭に貸座敷業の免許を与えた。ここは以前から野菜市場（住吉市場）や魚市場（近江町市場）に近く、藩政時代から遊女町の一つ

であったといわれる。既にあった東西の茶屋街に対し北廓と名づけられた。明治20年の警察調査では芸妓56人（栄町37、松ヶ枝19）、娼妓69人（栄町33、松ヶ枝36）と記されている⁹。

明治22年市制施行に伴い北廓は金沢市の中心部となり、さらに予定された北陸本線の開通によりこの場所が商業地として発展する可能性が高いこと、児童の教育上悪影響が懸念されることなどから明治29年に市議会決議を経て移転が可決され、32年に犀川外側の北石坂新町（現白菊町、増泉一丁目）へ集団移転した。ここは西廓（現西茶屋街）の北西側に接する地域で、この移転により西廓は女性数も地区の規模も拡大した。

大正初期に起こった第1次大戦により好景気を迎え、茶屋街も連日賑わった。大正中期の石川県警察の記録がそれを伝えている¹⁰。しかし、昭和初期の金融恐慌による経済不況、カフェーの進出、第2次大戦で廃業する茶屋や芸妓が増えた。

(5) 売春防止法の施行

昭和31年5月に「売春防止法」が交付され、昭和33年4月に施行されるまでの間、東西茶屋街では法の施行の延期や転廃業資金獲得を目指した運動もあったが、施行1ヶ月前の2月28日に廃業となった。転廃業者は東地区で48軒、西地区で85軒、従業婦は250人余と記録されている¹¹。特に西茶屋街は多数を占めていた娼妓が取締まりの対象となり廃業を余儀なくされたため受けた打撃は大きかった。その後カフェー、バーや規模の小さい飲食店などへの転業が進み、現在残されている茶屋様式の建物が並ぶ通りを除いては統一性のない地区となっていて、東茶屋街との景観の差は歴然としているのは、後述する入込み客数からも伺える。

(6) 現在の東西両地区の位置と地区的特長

① 東茶屋街の位置と地区的特長

東茶屋街は市内を流れる2大川（東の浅野川、西の犀川）の一つ浅野川の外寄り、川岸から徒歩数分の距離にある。市の中心に位置する金沢城址から1km程、JR金沢駅から直線距離にして2km弱と市の中心に隣接している。藩の公設になる前から茶屋町であった東は、開設に先立ち3500坪ほどの再開発を行い、以前の町筋を変えて新たに道路を付け替え、周囲の町とはまったく違った島状の地区となった。4本の通りを平行して並べ1番町から3番町をおいたが、現在でも当時の町筋が残されている。一带は「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」とそれに基づいた「金沢市こまちなみ保存条例」により伝統環境と街並みの保存区域に

指定され歴史・情緒を感じながら散策する観光客に人気の地区となっている¹²⁾。

② 西茶屋街の位置と地区的特長

西茶屋街は大正ロマンを感じさせる犀川大橋¹³⁾に隣接するほか、周辺には寺町寺院群などの金沢を代表する歴史・文化資源を有している。金沢城址から1.5km強、JR金沢駅からは2.5kmと「東」と比較して中心部からのアクセスはやや遠くなる。西は、もとは普通の地子町¹⁴⁾と百姓地であった。茶屋街設置に当たっても東のような特別な再開発は行われず、中央の通りを広くしただけで道筋は変わらず、街路は周囲の町に連続している。また、西にもかつては1番町から3番町まであったといわれるが、現在では中央の通りに茶屋街の景観を残すだけで周辺部は空地化や建替えが進んでしまっている。

金沢市と地区住民等が締結した「犀川野町広小路地区(瓶割坂通り)まちづくり協定¹⁵⁾」には「香林坊、片町の中心商店街に続く地区で、商店街としての賑わいの創出と地区のシンボリック的存在である犀川大橋と調和した街並形成を目指す」ことが謳われている。



図2-1：東茶屋街の休憩館のある通り



図2-2：西茶屋街に残る通り

3. 金沢市内主要観光施設別利用者数に占める東西茶屋街の位置

金沢市産業局観光交流課の作成した「金沢市観光調査結果報告書平成18年(2006)」を基に金沢市内主要観光施設42箇所の年間入込客数を比較する。縦軸に施設名、横軸に平成13年から18年までの利用者数および平成13年を100%とした場合の比率(%)を記入した。シェアは平成18年における各施設利用者数の総利用者数に対する比率(%)である。金沢城址(金沢城公園)を中心にして東西南北2kmの圏内にはほとんどの観光施設が収まっている。平成18年の利用者数を見ると、日本三名園の一つとして全国的に知名度が高い「兼六園」の164万7千人、平成16年にオープンし現代アートの美術館・ショッピングモール・レストラン・図書館を一体化させて人気の「金沢21世紀美術館」126万3千人、「金沢城公園」84万2千人、「県立美術館」23万5千人等が東西茶屋街に比して集客力の多い施設となっている。

東西茶屋街への入込客数の予測を行ってみる。ここで予測としたのは以下の理由による。まず、表3-1に記載されている各施設は入場口での利用者数(入場者数)の把握が容易にできるのに比べ、茶屋街という広がりを持つ地区への訪問客数の把握では、地区内施設の中で入場者数最大の数字をもっておよその数とせざるを得ない。

これによれば東茶屋街では重要文化財として指定されている「志摩」が8万5千人、「懷華楼」が4万3千人、地元出身の明治の文豪・徳田秋聲の書斎を再現した「徳田秋聲記念館」が9千人で、「志摩」を訪れる8万5千人強(シェア1.6%)が遠からぬ数字かと思われる。同様に西では「金沢市西茶屋記念館」3万4千人が「室生犀星記念館」の1万人を上回り、西の集客力の現状かと考えた。市内観光施設全体に占めるシェアは東の「志摩」が10番目、西では「金沢市西茶屋記念館」が17番目に位置し、街並み景観の資源の比較では「武家屋敷跡野村家」に継ぐ集客力ある地区であると言えよう。

4. 東西茶屋街の観光客誘引の差をもたらすもの

(1) 「伝統的建造物群保存地区」指定から外れた

西茶屋街

東西の茶屋街が現在に至るまでの経過は2章で述べたとおりであるが、その集客に差をもたらす原因について考えてみたい。一つは、歴史的経過に起因する地区規模の差、正確に言えば伝統的茶屋様式建造物の数から来る地区景観の広がり差である。

「東」では3本の通り(旧の一番町から二、三番町通り)に二階建ての美しい家並みが整然と並んでいる。「伝統的

表3-1: 金沢市内の主要観光施設別利用者数
(13年対比: 平成13年を100%とした場合の各年の比率)

施設名称	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	シェア
1 兼六園	1,811,412	2,012,961	1,777,374	1,683,564	1,649,016	1,647,315	100	111.1	98.1	92.9	91.0	90.9	30.9
内外国人	26,464	26,177	27,082	49,361	75,853	95,987	100	98.9	102.3	186.5	286.6	362.7	1.8
2 金沢城公園	1,724,782	2,285,464	810,943	708,675	760,443	842,061	100	132.5	47.0	41.1	44.1	48.8	15.8
3 県立美術館	267,520	360,094	273,573	239,461	197,328	235,055	100	134.6	102.3	89.5	73.8	87.9	4.4
4 県立歴史博物館	79,959	108,068	90,391	77,360	70,422	98,462	100	135.2	113.0	96.7	88.1	123.1	1.8
5 県立伝統産業工芸館	30,755	35,924	34,212	59,777	73,580	81,021	100	116.8	111.2	194.4	239.2	263.4	1.5
6 県立能楽堂	72,165	64,970	58,148	61,351	59,450	50,899	100	90.0	80.6	85.0	82.4	70.5	1.0
7 石川近代文学館	14,350	14,478	12,068	10,853	14,053	19,326	100	100.9	84.1	75.6	97.9	134.7	0.4
8 成翼閣	103,710	117,383	87,523	85,575	79,690	86,495	100	113.2	84.4	82.5	76.8	83.4	1.6
9 藩老本多蔵品館	17,438	19,521	14,656	11,143	12,783	15,622	100	111.9	84.0	63.9	73.3	89.6	0.3
10 金沢市民俗文化財展示館	5,469	5,298	4,560	4,132	5,353	9,539	100	96.9	83.4	75.6	97.9	174.4	0.2
11 金沢21世紀美術館	-	-	-	354,139	1,460,637	1,263,438	-	-	-	100.0	412.4	86.5	23.7
12 市立中村記念美術館	15,751	19,605	18,372	15,642	15,767	15,601	100	124.5	116.6	99.3	100.1	99.0	0.3
13 市立ふるさと偉人館	5,428	6,992	6,614	7,593	7,433	11,385	100	128.8	121.8	139.9	136.9	209.7	0.2
14 金沢能楽美術館	-	-	-	-	-	12,097	-	-	-	-	-	100.0	0.2
15 泉鏡花記念館	22,541	24,516	20,415	18,033	17,430	18,322	100	108.8	90.6	80.0	77.3	81.3	0.3
16 金沢蓄音機館	11,788	15,072	12,063	12,454	9,757	11,024	100	127.9	102.3	105.6	82.8	93.5	0.2
17 菓子文化会館	31,878	14,017	14,232	15,414	13,503	13,078	100	44.0	44.6	48.4	42.4	41.0	0.2
18 金沢文芸館	-	-	-	-	1,200	8,185	-	-	-	-	100.0	682.1	0.2
19 町民文化館	15,304	13,060	10,672	12,369	9,776	5,320	100	85.3	69.7	80.8	63.9	34.8	0.1
20 徳田秋声記念館	-	-	-	-	15,881	9,286	-	-	-	-	100.0	58.5	0.2
21 志摩	62,207	80,137	79,770	73,544	74,307	85,528	100	128.8	128.2	118.2	119.5	137.5	1.6
22 懐華楼	36,070	52,061	43,481	45,607	42,302	43,200	100	144.3	120.5	126.4	117.3	119.8	0.8
23 加賀友禅伝統産業工芸館	38,524	37,415	29,813	25,202	24,290	23,645	100	97.1	77.4	65.4	63.1	61.4	0.4
24 西田家庭菜園玉泉館	13,939	17,001	10,904	8,260	7,393	6,907	100	122.0	78.2	59.3	53.0	49.6	0.1
25 寺島蔵人邸	8,290	8,816	8,064	6,471	6,506	7,127	100	106.3	97.3	78.1	78.5	86.0	0.1
26 市立安江金箔工芸館	19,697	22,159	20,066	17,092	18,599	20,401	100	112.5	101.9	86.8	94.4	103.6	0.4
27 金沢市老舗記念館	119,280	158,935	134,214	50,915	27,745	30,169	100	133.2	112.5	42.7	23.3	25.3	0.6
28 金沢市足輕資料館	55,936	71,539	54,114	53,278	44,849	46,103	100	127.9	96.7	95.2	80.2	82.4	0.9
29 前田土佐守家資料館	-	46,015	31,609	22,579	22,830	24,857	-	100.0	68.7	49.1	49.6	54.0	0.5
30 武家屋敷跡野村家	133,720	147,834	124,956	115,901	111,086	117,954	100	110.6	93.4	86.7	83.1	88.2	2.2
31 長町友禅館(旧:彩筆庵)	21,762	19,960	15,893	10,732	11,174	10,454	100	91.7	73.0	49.3	51.3	48.0	0.2
32 金沢市西茶屋資料館	23,558	28,530	33,279	31,115	31,616	34,190	100	121.1	141.3	132.1	134.2	145.1	0.6
33 室生犀星記念館	-	12,137	13,788	10,738	11,972	10,695	-	100.0	113.6	88.5	98.6	88.1	0.2
34 妙立寺	153,016	163,936	160,572	138,344	127,882	135,476	100	107.1	104.9	90.4	83.6	88.5	2.5
35 天徳院	45,425	71,150	36,338	28,688	25,397	16,286	100	156.6	80.0	63.2	55.9	35.9	0.3
36 大野からくり記念館	38,110	36,902	35,576	34,976	29,699	38,414	100	96.8	93.4	91.8	77.9	100.8	0.7
37 銭屋五兵衛記念館・銭五の館	17,490	16,057	16,017	15,056	13,486	15,860	100	91.8	91.6	86.1	77.1	90.7	0.3
38 金沢卯辰山工芸工房	8,538	10,142	8,668	8,020	8,198	6,554	100	118.8	101.5	93.9	96.0	76.8	0.1
39 箔工館	62,331	84,380	80,000	78,000	70,200	67,000	100	135.4	128.3	125.1	112.6	107.5	1.3
40 九谷光山窯	14,663	16,063	13,191	9,216	10,041	11,082	100	109.5	90.0	62.9	68.5	75.6	0.2
41 金沢湯涌夢二館	39,827	31,636	30,136	24,910	22,189	19,438	100	79.4	75.7	62.5	55.7	48.8	0.4
42 金沢湯涌創作の森	-	-	14,271	18,278	14,457	16,449	-	-	100.0	128.1	101.3	115.3	0.3
合計	5,169,097	6,276,405	4,267,618	4,253,818	5,305,573	5,337,307	100	121.4	82.6	82.3	102.6	103.3	

出所「金沢市観光調査結果報告書平成18年」金沢市観光交流課から一部修正加筆
シェア: 総利用者数に占める各施設の利用者数の割合(%) (平成18年)

表4-1: 金沢の街並み保存関連法

「文化財保護法」	1950年	文化財保護、活用、文化的向上 有形無形の文化財を指定、選択、登録により文化財保護の経費を一部公費で負担
「金沢市伝統環境保存条例」	1968年	優れた歴史的風土と自然環境を守り、後世へ引き継ぐ 市内の代表的な歴史景観と地形を彩る自然景観の保全
「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」	1989年	「伝統環境保存区域」の大幅拡大と新たに「近代的都市景観創出区域」の指定
「金沢市こまちなみ保存条例」	1994年	金沢の旧城下をはじめとした各地に残る歴史的な町並みの保存
東茶屋街	2001年	伝統的建造物群保存地区に指定(文化財保護法に基づく)
東茶屋街	同11月	重要伝統的建造物保存地区に指定
主計町茶屋街	2003年	伝統的建造物群保存地区に指定(文化財保護法に基づく)

出所: 「金沢市の伝統的建造物群保存地区」2005年 金沢市歴史遺産保存部歴史建造物整備課発行から抜粋

建造物群保存地区」に指定されている地域の面積は1.8ヘクタールとなっていて¹⁶⁾、この指定により公的補助を通じて伝統的の茶屋様式の維持・保存がなされる。西では指定が無く、現存する茶屋の家並みも6m幅で長さ150mほどの通り一本を挟んで両側に20軒ほどが残っているに過ぎない¹⁷⁾。

金沢市では歴史的風土と自然景観を後世へ伝えるため、表4-1に見るように1968年(昭和43年)以降、伝統環境を保存するための条例を設けて保存と開発の調和に

取り組んできた。比較的最近では1989年(平成元年)「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」が制定され、東西ともに茶屋街まちなみ修景事業による修理・集計補助が行われている。2000年(平成12年5月)に「文化財保護法」が改正されたのを受けて「東」については翌2001年5月に「伝統的建造物群保存地区」に、さらに同年11月に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に指定された。しかし、「西」ではその指定は行われていない。これにはいくつかの原因が指

摘できる。

- ①現在の区域は茶屋街設置当時からの規模に比べ相当縮小されている。その結果
②歴史的な建築物（茶屋様式）の集積が少ない。

つまり、建築意匠、建物群、周辺環境が歴史的にも当時の姿を良くとどめていることが必要¹⁸で、前章（5）でも触れたように「売春防止法」施行とともにカフェー、バーや規模の小さい飲食店などへ転業が進み、近隣は街並みとして統一性のない地区となってしまった。また、1880年（明治13年）に金沢市内で起きた大火により、西茶屋街を含む一帯の315戸を焼失した¹⁹が、現在残る茶屋様式の建物は古くてもこの大火以降の建築になるものであり、伝統的建造物群および地割が旧態を保持しているという条件には当てはまらないのである。

（2）格式と庶民性

東は羽振りの良い大店の旦那衆を鼻筋に持ち、「一見さんお断り」の格式の高さを誇ってきたといわれる²⁰。この背景として2章（3）で述べたが、明治になって芸妓・娼妓の区別が明確化されたに伴い、上町では芸妓としての誇りが養われ踊り、三味線、笛、大鼓、小鼓などの芸に励み、その技を競うようになったといわれる。そのうえ、上町の遊びは豪勢なお大尽遊びであった。明治新政府の樹立とともに廃藩に伴う生活苦から藩士の娘が芸妓に身を落とす例が見られたようである。そうしたいきさつから上町へは武士の出入りも多く、武家風の作法を多く取り入れるなど格式を重んじる傾向があり、娼妓のいる下町を軽視する傾向が強くなった²¹。明治24年の資料を見ると105人中85人が芸妓、残り20人が娼妓であったことがわかる。西（北・西が後に合同して西となった）では芸妓の方がやや多いが、東のような差は見られない。こうした面が東の格式の高さとつながっていると考えられる。

（3）楽しみ空間

観光が非日常空間で見る、食べる、遊ぶなどの楽しみを求めて行われる人間活動であるならば、東西それぞれの観光誘客の差は「楽しみ空間」の差から出てくるとも言える。東西それぞれの物理的空間の広がり東が西の3

倍である（1.8ha : 0.6ha）。飲食関係店舗および土産物等物販店舗その他の店舗数を見ると表4-2のようになり、単純に店舗数だけの比較でも東は西のおよそ3倍になる。ほかに特筆できるのが、「東」地区内に銭湯が営業していることである。近隣に生活している人々ならず訪問客も利用できるもので、昔ながらの界隈の雰囲気が今に息づくのを肌で感じさせるものである。

西ではゆったりと楽しめる空間が狭いのと飲食関係店舗および土産物等物販店舗その他の店舗数が極端に少ないことが観光客を満足させない原因である。

（4）観光駐車場

東では金沢市が管理する東山観光バス駐車場と東山観光駐車場（普通車）、東山河畔観光駐車場（普通車）が平成14年から東茶屋街隣接区域に設置され、西茶屋街には西茶屋観光駐車場（普通車とバスの併用）が平成16年から供用開始された。それぞれ年を追うごとに利用台数は増えているが、三連休などの連休、地元で知名度のある催しが開催される等特別な日程を除けば両地区とも利用に余裕があるとのこと。表4-3：東西茶屋街の駐車場利用台数により平成18年度の利用を東西のバス台数で見ると、東は1日平均17台であるのに対し西は0.5台と極端に少ない。関西、中部方面から北陸自動車道経由で来る観光バスのアクセスルートとなる通称「西インター通り」（野田—専光寺線）の西茶屋街直近にある「野町広小路交差点」は交通量が多く、しかも駐車場への進入は右折となりこれが禁止されている。西茶屋街での観光は、市内観光最後の段階で時間調整として組み込まれるケースが多いといわれる²²のはこの辺にも原因があると思われる。

5. 両茶屋街における観光客誘致について

（1）居住世帯の特性と観光に対する意識の関係

小林ら（2002）による論文「金沢市三茶屋街における居住世帯の特性と町並み・住環境・観光に対する意識の

表4-2: 店舗とその数

	東	西
茶屋	7	9
レストラン	3	0
天ぷら屋	1	0
寿司屋	2	0
和菓子屋	3	1
土産物屋	15	0
バー	1	0
ヘアサロン	1	1
電気屋	1	0
風呂屋	1	0
喫茶店	8	0
鮮魚	0	1
豆腐	0	1
蕎麦	0	1
雑貨	0	2
計	43	16

出所: 調査(筆者)

表4-3: 東西茶屋街の駐車場利用台数

	収容台数	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	摘要
東山観光バス駐車場(バス)	5	4,689	5,365	5,590	5,690	6,306	
東山観光駐車場(普通車)	15	31,544	34,550	34,595	33,612	34,096	
東山河畔観光駐車場(普通車)	14	-	-	-	3,324	17,489	H17年11月供用開始
にし茶屋観光駐車場	(普通車)	8	-	-	3,055	4,343	H16年4月供用開始
	(バス)	2	-	-	120	148	H17年4月普通車供用開始

出所: 金沢市提供資料による

関係」によれば、観光客の来訪を肯定的（「歓迎する」）と否定的（「歓迎しない」、「どちらともいえない」、「良いとは思えない」、「仕方がない」）に分析した結果、全体では否定的が67%となり、なかでも東茶屋街で否定的が目立った。これは東茶屋街の観光地化が最も進んでおり、住環境への影響が顕在化していると考えられる。東茶屋街と比較して観光地化が進んでない西茶屋街では否定的世帯は相対的に少ない。表5-1により来住時期で見ると戦前・戦後來住者では78%、76%と否定的な意見が多く、修景事業開始（1989年）後の来住では肯定者が69%と多くなる。また、表5-2により地区内居住者を就業地別に分けて観光客の来訪に対する考えを聞くと、茶屋街の外で就業している人では否定的な意見が78%と多いのに対して、地区内就業では否定的が相対的に少ない。これは地区内就業世帯の多くが事業所経営世帯で、観光客の来訪を経営上のメリットと捉えているためと考えられる。

修景事業開始後に来住した世帯では地区内就業という

表5-1: 来住時期別にみた観光客の来訪に対する考え方
上段: 肯定的 中段: 否定的 下段: 合計 世帯(%)

	東茶屋	西茶屋	合計
戦前	3 (13.6)	3 (60.0)	6 (22.2)
	19 (86.4)	2 (40.0)	21 (77.8)
	22 (100.0)	5 (100.0)	27 (100.0)
戦後	5 (12.2)	8 (66.7)	13 (24.5)
	36 (87.8)	4 (33.3)	40 (75.7)
	41 (100.0)	12 (100.0)	53 (100.0)
事業開始後	7 (77.8)	2 (50.0)	9 (69.2)
	2 (22.2)	2 (50.0)	4 (30.8)
	9 (100.0)	4 (100.0)	13 (100.0)
合計	15 (20.8)	13 (61.9)	28 (30.1)
	57 (79.2)	8 (38.1)	65 (69.9)
	72 (100.0)	21 (100.0)	93 (100.0)

出所: 「金沢市三茶屋街における居住世帯の特性と町並み・住環境・観光に対する意識の関係」を一部修正

表5-2: 主働き手の就業地別にみた観光客の来訪に対する考え

上段: 肯定的 中段: 否定的 下段: 合計 世帯(%)

	東茶屋	西茶屋	合計
地区内	7 (28.0)	5 (55.6)	12 (35.2)
	18 (72.0)	4 (44.4)	22 (64.8)
	25 (100.0)	9 (100.0)	34 (100.0)
地区外	3 (9.4)	6 (75.0)	9 (22.5)
	29 (90.6)	2 (25.0)	31 (77.5)
	32 (100.0)	8 (100.0)	40 (100.0)
無職	5 (33.3)	2 (50.0)	7 (36.8)
	10 (66.7)	2 (50.0)	12 (63.2)
	15 (100.0)	4 (100.0)	19 (100.0)
合計	15 (20.8)	13 (61.9)	28 (30.1)
	57 (79.2)	8 (38.1)	65 (69.9)
	72 (100.0)	21 (100.0)	93 (100.0)

出所: 「金沢市三茶屋街における居住世帯の特性と町並み・住環境・観光に対する意識の関係」を一部修正

従来の生活スタイルを受け継ぎ、歴史的町並み景観と伝統・文化を評価し観光を含めてそれらを生かすまちづくりを希望する世帯が相対的に多いという傾向が示されている。

茶屋としての職業が先細って行く一方、東地区では伝統様式の町並み景観が良く保存され観光資源として観光客を引き付ける中で、地区外から来住し観光客を対象とした飲食、物販店・土産店舗等を開業する人が徐々に増えていることを示している。

(2) 伝統芸能の維持

茶屋街には各種の歌舞音曲が伝えられている中に「金沢素囃子」がある。素囃子は、長唄、常磐津、清元といった邦楽から唄を除き、お囃子のみが独立した演奏形式のことで、金沢の茶屋街を中心に発達した伝統芸能である²³。金沢市は1980年（昭和55年）にこれを無形文化財として指定した。その芸は全国でもトップレベルにあるとされる。1983年（昭和58年）に金沢商工会議所、石川県、金沢市の支援により伝統芸の「習得奨励金」、「新人奨励金制度」、1987年（昭和62年）には「伝統功労賞制度」が創設されている。西茶屋街の芸妓衆の中に鼓と笛それぞれ1名の奏者が「無形文化財」に登録されている²⁴。

芸妓衆やそれを支える東・西の「料亭組合」、「金沢市伝統芸能振興協同組合」では芸妓衆の高齢化や若手人材の育成にいかに取り組むかが当面の課題となっている。こうした中、経済的余裕のある人々に限られていた従来の茶屋遊びとは赴きを変えて、地元や一般観光客らを対象としたイベントが実施されている。1992年（平成4年）より芸妓の稽古風景を一般公開する「金沢芸妓お稽古風景」をはじめ、太鼓や踊りを体験したいという要望に応じて体験学習会を開始している。

1996年（平成8年）からは「芸妓体験学習会」を催し、18歳以上の女性を対象に踊りや笛、三味線などの伝統芸を無料で修得してもらう機会を提供している。9月から翌年の1月を除く6ヶ月間、毎月2回2時間ほど行い、参加者に鳴物（小笛、笛、三味線）か立ち方（踊り）のいずれかを選んで茶屋町の事務所の稽古場で学習するものである²⁵。

6. 終わりに

城下町として武家社会の文化や様式を今に伝える城址、屋敷跡、公園などの歴史観光資源の中でも茶屋街は当時の面影をそのまま残しながら、そこに暮らし、生活を受け継いできた芸妓衆とともに、今なお私たちにその姿を見せてくれている。

初めて東茶屋街を訪れた時に、伝統的な建物の様式美

とそれらが整然と並ぶ姿に引き付けられた。家並みを縫って通る3本の通りにはそれぞれ店舗が程よく並んでいて、黄金週間という時期も手伝って途切れることなく訪れる観光客で賑わいを見せていた。

その後、西茶屋街を訪れたが東の印象との違いに戸惑いを感じた。茶屋様式の建物が立ち並んでいるのは通り1本のみで、100mも進むと終わってしまう。東のように包み込まれるような感覚がない。街路は周囲の町に連続していて周辺部は空地化や建替えが進んでしまっている。茶屋建築を利用した寿司屋、そば屋、お菓子屋がわずかにあるが、観光客がくつろげ楽しめる空間がほとんど無いのである。見物客も少ない。「閑古鳥がなく」という表現があるが、その時の感じを言葉にすればそうなるであろう。加賀藩による認可を得て同時期に公設された両地区が一見してその違いがわかるような現在の状況に至った背景は何なのか。この疑問が本研究となった。

当初は、東西の差を作り出した背景には両地区における地域振興や観光振興に対する意気込みの差など、どこかヒューマンな要素が介在しているのではないかと考えた。東は「伝統的建造物群保存地区」からさらに「重要伝統的建造物群保存地区」へと指定が進む一方、西では未指定のままである。なぜこうなってしまったのか。

研究を進めていくうちに、歴史の経過とともに西地区の置かれた状況、芸妓・娼妓数では東に勝っていた西に起きた不運がわかってきた。ある意味それは西地区が発生当時から持っていた庶民性に起因しているとも言える。

東茶屋街の場合には公設に先立って藩はもともと茶屋町であったこの地区の再開発を行い、周囲の町とはまったく違った島状の地区として形成した。これに対し西は普通の地子町と百姓地からスタートしている。地区的な境界がない分、近づきやすさからか、一般庶民が手頃で遊べるところとなり娼妓数も増えていった。

明治に入り行われた「芸・娼妓自前仮規則」の制定により芸妓・娼妓の身分が明確化されたことは、下町に住む娼妓の割合が多かった西ではその後に迎える昭和の時代での大きな変化への伏線となっている。それは昭和33年の「売春防止法」の施行であり、西で多数を占めていた娼妓は転廃業を余儀なくされ、彼らの多く住んでいた地区はカフェ、バー、飲食店などが点在する統一性のない雑多な感じを与えている。西茶屋街の正面入口に面する西インター通りもシャッターを閉ざした商店が多く、昔の面影は無い。「伝統的建造物群指定地区」を受けられない理由がここにある。地域を振興させていこうとする意気込みは決して東に劣らないものと考えられるが、西茶屋地区の景観を補うものとして近隣の主だった観光資源を取り込んだ回廊的な観光ルートの振興が必要と考えられる。

茶屋という事業の継承が難しい中で、若い芸妓を育成しようとする取り組みや観光客、地元向けのイベントが「料亭組合」、「金沢市伝統芸能振興協同組合」等により実施されるようになり、伝統芸を守りつつもその観光化への道も進んでいるといえよう。

(注)

- 1 市内には東西2茶屋街のほかに両地区より創立時期が遅く(1869年)、地区規模も小さい主計(かずえ)町(まち)茶屋街もあるが今回の研究の対象からは除外した
- 2 昔は「検番」と呼ばれ、地区への出入りの検問や外部との折衝役を担当した事務所
- 3 金沢市史 資料編14 第10章 p554
- 4 金沢市役所発行パンフレット「金沢市の伝統的建造物群保存地区」平成17年3月
- 5 慶応3年発行の「東新地細見のれん鏡」と「西新地細見のれん鏡」金沢市玉川図書館蔵
- 6 大辞林 第二版(三省堂)によれば僕婢とは下男と下女を意味し、茶屋で下働きをする男女のこと
- 7 金沢市史 資料編14 第10章 p556
- 8 当時の茶屋や廓の女性の名前を相撲の番付表のように記した。金沢市玉川図書館蔵
- 9 金沢市史 資料編14 第10章 p568
- 10 同上 p.572 石川県の大正中期の貸座敷数・芸妓数
- 11 同上 p.1097

- 12 金沢市等の街並み保存に関する条例については表4-1を参照
- 13 平成13年 国登録の有形文化財 金沢出身の作家「室尾犀星」が好んだ
- 14 『ウィキペディア(Wikipedia)』(2006/12/23 18:02 UTC版)によれば「地子(じし又はちし)とは、日本の古代・中世から近世にかけて、領主が田地・畠地・山林・塩田・屋敷地などへ賦課した地代」を指す。つまり、地子を耕作等する人々が集まっている町と思われる。
- 15 平成17年締結 犀川大橋と調和した街並みによる「浪漫の香り漂う街中エントランスの創造」を目標にしている。
- 16 金沢市役所発行パンフレット 平成17年3月
- 17 金沢市によればまちづくり協定のエリアは0.6haで、東の3分の1となる。
- 18 文化庁の重要伝統的建造物保存地区指定基準 1.伝統的建造物群が全体としてよく意匠的に優秀なもの 2.伝統的建造物群および地割が旧態を保持しているもの 3.伝統的建造物群およびその周辺の環境が地域的特色を顕著に示しているもの
- 19 金沢市史 現代編下 昭和44年 金沢市編纂審議委員会編
- 20 東茶屋休憩館まいどさんからの聞き取りによる
- 21 金沢市史 資料編14 第10章 p.570
- 22 西茶屋資料館「まいどさん」からの聞き取りによる

- 23 「金沢市役所「いいネット金沢」webmaster@city.kanazawa.ishikawa.jp による
- 24 「金沢市伝統芸能振興協同組合」による
- 25 同上
- (4) 金沢市産業局観光交流課「金沢市観光調査結果報告書」2006
- (5) 石川県各種女性団体連絡協議会編『石川の女性史』2000年3月

参考文献

- (1) 小林史彦ら「金沢市三茶屋街における居住世帯の特性と町並み・住環境・観光に対する意識の関係」(2002) 日本都市計画学会編 pp.958 - 960
- (2) 黒川ら「劇場空間としての金沢「ひがし」茶屋街」(2000) 日本デザイン学会編 21頁
- (3) 金沢市「金沢市観光戦略プラン」(2007年3月)
- (6) 井上雪『廓の女』朝日新聞社 1984
- (7) 同上『友禅灯笼流し』北国新聞社 1993
- (8) 島田清次郎『地上』扶桑書房 1948
- (9) 本岡三郎『金沢という街』金沢実業界 1959
- (10) おあしす編集室『おあしす』「東の芸妓 ふみさんの一日」1983年5月号
- (11) 阪急コミュニケーションズ 『大人の金沢』2003年11月

